

平成 24 年 3 月 15 日  
社団法人投資信託協会

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の  
一部改正等について

I. 改正等の目的

本会では、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の目論見書の記載の留意点について、平成 23 年 11 月 17 日付で「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正を実施しました。

更に、本会では、昨今の金融市場、とりわけ為替市況の急激かつ大幅な変動により、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の基準価額や分配金額にも従来に増した変動が見られている状況を考慮するとともに、平成 23 年 8 月 26 日付「平成 23 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」（金融庁公表）において、顧客保護と利用者利便の向上として、(1)勧誘・説明態勢等、(2)商品販売後の顧客管理等が掲げられていることを踏まえ、平成 23 年 11 月 17 日付で「販売・勧誘態勢等に係る検討委員会」を設置し、投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための投資信託委託会社としての対応策について鋭意検討を重ねて参りました。

この度、それら検討結果を踏まえ、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正等を行うことといたします。

II. 主な改正等の内容

1. 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

(1) 運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示することとする。

(第 3 条第 4 項)

(2) 公募追加型株式投資信託について、分配原資の内訳を記載することとする。

(第 3 条第 5 項)

2. 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則

(1) 公募追加型株式投資信託の運用報告書に記載する分配原資の内訳について、記載する項目を定める。

(第 7 条の 2)

### 3. 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

- (1) 公募追加型株式投資信託の運用報告書に記載する分配原資の内訳の表示例を定める。(別表 1. (3))

### 4. 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

- (1) 毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託において、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法における説明の例示として、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨に加え、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様である。」旨を追加する。

(第 4 条③)

- (2) 目論見書の作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合には、「元本払戻金（特別分配金）」と表示することとする。(第 4 条③,第 7 条第 4 号)

- (3) 通貨選択型投資信託等については、その分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しない旨の規定を定める。(第 7 条第 5 号)

### 5. 正会員の業務運営等に関する規則

- (1) 投資信託委託会社会員は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（原則、「毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託」をいう。）について、分配金決定に係る運営マニュアル等に盛り込むべき事項を定める。

(第 5 条の 2 第 1 項)

- (2) 運営マニュアル等の整備等を行うとともに運営の徹底等を図る旨の規定を定める。(第 5 条の 2 第 2 項)

- (3) 運営マニュアル等の整備等及びそれに基づく運営の徹底等について、自主規制委員会が定める事項による旨の規定を定める。(第 5 条の 2 第 3 項)

### 6. 正会員の業務運営等に関する委員会決議の制定

- (1) 正会員の業務運営等に関する規則第 5 条の 2 第 3 項に基づき、分配金決定に係る運営マニュアル等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。

- (2) 分配金決定に当たっての事跡の明確化を求める。

### Ⅲ. 実施日

- 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の改正は、平成 24 年 6 月 1 日より実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。ただし、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。
- 「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の改正は、平成 24 年 6 月 1 日より実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものから適用する。ただし、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。
- 「正会員の業務運営等に関する規則」の改正及び「正会員の業務運営等に関する委員会決議」は、平成 24 年 5 月 1 日より実施する。ただし、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。